

## 茨木市社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業補助金交付要綱

### (目的)

第1 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険サービスを提供する社会福祉法人等に対し、市が補助金を交付することにより、低所得で生計が困難な者に係る利用者負担を軽減し、もって介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。

### (補助対象)

第2 補助の対象となる事業は、社会福祉法人等による介護保険利用者負担軽減制度事業実施要綱（平成17年10月1日実施）に基づき、社会福祉法人等が実施する利用者負担額の一部を軽減する事業とする。

### (補助金額)

第3 補助額は、社会福祉法人等が利用者負担の軽減を行った額の総額（以下この項において「軽減総額」という。）から当該法人等が本来受領すべき利用者負担収入の額（軽減の対象となるものに限る。以下この項において「本来収入額」という。）の1パーセントに相当する額を控除した額に2分の1を乗じて得た額とする。この場合において、介護保険法第8条第20項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び同条第24項に規定する介護福祉施設サービスについて、軽減総額が本来収入額の10パーセントに相当する額を超えるときは、当該超える額を補助額に加えるものとする。

2 前項の補助額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

### (補助金の交付申請)

第4 補助金の交付を受けようとするものは、茨木市社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 社会福祉法人等利用者負担額軽減措置事業補助金所要額調書
- (2) 市町村別軽減額集計表
- (3) 軽減額整理票

### (補助金の交付決定)

第5 市長は、第4の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

### (変更の届出)

第6 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第4に準じて茨木市社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業補助金交付変更承認申請書（様式第3号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第5に準じて決定の内容を変更し、茨木市社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業補助金変更承認通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

（実績報告）

第7 補助金の交付の決定を受けたものは、事業終了後、茨木市社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業補助金実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 社会福祉法人等利用者負担額軽減措置事業補助金精算額調書

(3) 市町村別軽減額集計表

(4) 軽減額整理票

（補助金額の確定等）

第8 市長は、第7の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業補助金確定通知書（様式第6号）により報告書を提出したものに通知する。

（補助金の交付請求）

第9 第8の補助金確定通知書を受けたものは、茨木市社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第10 市長は、第9の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めるときは、当該請求者に補助金を交付する。

（立入検査）

第11 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（帳簿等の整備）

第12 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかななければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第13 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第14 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。

(5) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第15 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成24年3月30日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市社会福祉法人等による利用者負担額減免事業補助金交付要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

2 この要綱による改正前の茨木市社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業補助金交付要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

様式第1号（第4関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地  
団体名  
代表者名

⑩

茨木市社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業補助金交付申請書

茨木市社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業補助金の交付を次のとおり申請します。

1 補助対象事業

2 交付申請額

3 添付書類

(1)

(2)

(3)

様式第2号（第5関係）

茨木市指令 第 号

所在地  
団体名  
代表者名 様

茨木市社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市社会福祉法人等による利用者負担額  
軽減制度事業補助金は、次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨木市長



様式第3号（第6関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地  
団体名  
代表者名

⑩

茨木市社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

- 1 補助対象事業
- 2 変更内容
- 3 変更理由
- 4 変更前交付決定額
- 5 変更後交付申請額
- 6 差引増減額
- 7 添付書類
  - (1)
  - (2)
  - (3)

様式第4号（第6関係）

茨木市指令 第 号

所在地  
団体名  
代表者名 様

茨木市社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業補助金変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

- |           |   |
|-----------|---|
| 1 交付決定額   | 円 |
| 2 変更増減額   | 円 |
| 3 変更交付決定額 | 円 |

年 月 日

茨木市長

印

様式第5号（第7関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

所在地  
団体名  
代表者名

⑩

茨木市社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた  
事業が完了したので、次のとおり報告します。

- 1 補助対象事業
- 2 補助金交付決定額
- 3 補助金精算額
- 4 補助事業の成果
- 5 添付書類
  - (1)
  - (2)
  - (3)
  - (4)

様式第6号（第8関係）

茨木市指令 第 号

所在地  
団体名  
代表者名 様

茨木市社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業補助金実績報告書を審査の結果、事業補助金を次のとおり確定します。

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助金確定額 円

年 月 日

茨木市長

印

様式第7号（第9関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地  
団体名  
代表者名

㊟

茨木市社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった事業補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金 額